

意見書案第 4 号

少子化の克服へ対策強化を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年6月8日提出

提出者	長沼町議会議員	高瀬 武久
賛成者	〃	吉本 テツ子

長沼町議会議長 駒谷 広栄 様

少子化の克服へ対策強化を求める意見書

わが国の2005年の合計特殊出生率は、1.26と5年連続低下、北海道はそれより低い1.15で東京の1.00について2番目に低く、少子化は深刻な事態となっています。

すでに出生率を引き上げているドイツやフランスでは、仕事と子育ての両立を図り、性や雇用形態による差別をなくす均等待遇推進の雇用政策、経済的負担を減らす家族政策など総合的視点から社会のあり方を変える位置づけで取り組みを進めています。

日本では福井県が、2005年の出生率を1.45から1.47へわずかではあるが引き上げて注目を集めています。福井県では、子どもが3人以上いる場合、小学校入学前の子どもの医療費を無料にするとか、妻の出産にあわせて夫の休暇をもうけるなど子育てを応援している企業が県の融資制度を利用した場合、県が保証料を全額補給する制度もつくるなど、子育て世代の経済負担を軽減し、子育てしやすい職場づくりを促すなどの施策を強めています。

ところが、政府は、07年度予算で、児童手当の乳幼児加算の創設、仕事と育児の両立支援で育児休業給付を40%から50%に引き上げる一方、今でも不十分な雇用関係予算を半減するなど、仕事と家庭の両立支援どころか、家族の生存の基盤さえ奪い、少子化傾向に歯止めをかける土台そのものを崩しています。

よって、政府や北海道は、すでに出生率を引き上げているヨーロッパ諸国や福井県などの経験に学び、仕事と子育て家庭の両立支援を強めるため、次の事項について強く要望します。

記

- 1 乳幼児医療費無料化を所得制限を設けず年齢拡大を図ること。
- 2 保育所の増設による待機児童の解消、保育料の軽減を進めること。
- 3 育児休業給付を現行の50%から60%に引き上げること。
- 4 育児休業取得者に企業独自の給付を実施した企業への助成額を引き上げること。

5 非正規雇用の低所得が、青年の結婚・出産をしづらくしていることに鑑み、青年に安定した雇用確保策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月8日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

内閣総理大臣
厚生労働大臣 各 通
少子化対策担当大臣
北海道知事